浄化槽をお使いの皆さんへ

浄化槽の適正な維持管理を行いましょう

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるために、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と法定検査が義務付けられています。

適正な維持管理と法定検査を行い、浄化槽を正しく使っていただくよう皆さまのご協力をお願いします。

保守点検

- 保守点検業者が、浄化槽内の送風機やタイマーなどの点検調査を行います。また、消毒剤を定期的に補充し、不衛生にならないようにするのも重要な作業です。
- 10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年３～４回行う必要があります。
- 県に登録している保守点検業者に委託してください。保守点検業者は、右記のQRコードからご確認ください。

▲保守点検業者はこちら

清掃

- 清掃業者が、浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取ります。
- 年に１回以上（全ばっ気方式は６か月に１回以上）行う必要があります。
- 町の許可を受けた次の業者に委託してください。
  （有）城北企業　☎029−231−5762
  （有）桂クリーンセンター　☎029−289−2177

法定検査

- 県の指定検査機関が、浄化槽の保守点検と清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。
- 最初の検査は、浄化槽を使い始めてから３～８か月の間に１回、その後は毎年１回行う必要があります。
- 県の指定検査機関である、（公社）茨城県水質保全協会（☎029−291−4000）にお申し込みください。
- **法定検査を受けていないご家庭には、県から受検指導文書が送付されます。**

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換をお願いします

- 単独処理浄化槽は、トイレの汚水のみを処理し、台所やお風呂からの生活雑排水はそのまま放流しています。生活雑排水もあわせて処理できる合併処理浄化槽に転換することで、放流する汚れの量を８分の１に減らすことができます。

▼単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の違い

	トイレ	風呂	洗濯排水	台所排水
単独処理浄化槽	○	×	×	×
合併処理浄化槽	○	○	○	○

※○は処理できるもの、×は処理できないもの。

- 身近な水環境の保全のためにも、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換をお願いします。転換の場合、設置費の一部を補助しています。条件等の詳細は下水道課までお問い合わせください。

問合せ　下水道課　☎029−288−7377（直通）